

磐梯町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

福島県磐梯町

磐梯町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

目 次

1. 基本的な事項	1
[1] 磐梯町の概況	1
(1) 位 置	1
(2) 地形及び自然的条件等	1
(3) 歴史的概要	1
(4) 社会的概要	1
(5) 経済的概要	2
(6) 過疎の状況	3
(7) 町の経済的社会的発展の方向	4
[2] 人口及び産業の推移と動向	5
(1) 人口及び世帯数の推移	5
(2) 人口及び世帯数の見通し	6
(3) 産業の動向	6
表1-1(1)	8
表1-1(2)	9
表1-1(3)	9
表1-1(4)	10
[3] 行財政の状況	11
(1) 行 政	11
(2) 財 政	11
表1-2(1)	14
表1-2(2)	14
[4] 地域の持続的発展の基本方針	15
[5] 地域の持続的発展のための基本目標	16
[6] 計画の達成状況の評価に関する事項	16
[7] 計画期間	16
[8] 公共施設等総合管理計画との整合	16
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	17

(3) 事業計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
3. 産業の振興	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	19
(3) 事業計画	21
(4) 産業振興促進事項	22
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	22
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	23
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	24
(3) 事業計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
5. 生活環境の整備	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	28
(3) 事業計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31
(3) 事業計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
7. 医療の確保	33
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 事業計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
8. 教育の振興	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
(3) 事業計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
9. 集落の整備	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 事業計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40

10. 地域文化の振興等	4 1
(1) 現況と問題点	4 1
(2) その対策	4 2
(3) 事業計画	4 2
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 2
11. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	4 3
(1) 現況と問題点	4 3
(2) その対策	4 3
(3) 事業計画	4 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 4
事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	4 5

1. 基本的な事項

[1] 磐梯町の概況

(1) 位置

本町は、福島県会津地方の北東部の山沿い、北緯37度35分、東経139度58分に位置し、北に秀峰磐梯山をはじめ猫魔岳等の山々を境に北塩原村と接し、東は猪苗代町と、南は一級河川の日橋川を隔て会津若松市に、西は喜多方市とそれぞれ接しており、会津地方の中心都市である会津若松市街地とは約12kmの距離で結ばれている。

(2) 地形及び自然的条件等

本町の北東部に位置する秀峰磐梯山(海拔1,816m)や猫魔火山帯の1つである猫魔岳をはじめとする山並みが町の北側に連なり、起伏の多い丘陵山間地帯である。面積は59,79km²で、町土の約60%は林野で占められている。

海拔1,000mを越す山岳地帯に源を発する阿賀野川水系の中小河川とともに、名水百選に認定された湧水群から湧き出す豊富な水がこれら中小河川に流れ込み、一級河川大谷川となって町の北東部から中央を東西に流れており、この河川沿い及び山間の平地に集落が形成されており、これら集落を核として拓けた農地が町の農業生産の基盤をなす中山間農山村である。

気候は日本海型で、年間平均気温は10℃前後と夏期はしのぎやすいが、盆地特有の気象条件にあることから寒暖の差も大きく、冬期においては平均1.5mもの積雪がある特別豪雪地帯である。

(3) 歴史的概要

明治22年の市町村制施行により、従来の大字単位の4ヶ村が合併し磐梯村となった。

そして、昭和35年4月に町制を施行して磐梯町となり、昨年、町制施行60周年を迎えた。

また、本町の町域には、平安時代の初期に高僧・徳一により創建された慧日寺の境内地があり、その一部が会津仏教文化発祥の地として国史跡に指定されている。

歴史を紐解けば、慧日寺は会津四郡に君臨し、寺領18万石、寺僧300、僧兵数1,000を有し、子院3,800坊を数えたと伝える。盛時には、新潟県の一部を含む会津一円を治めた。しかし、天正17(1589年)年における領主蘆名義廣と伊達政宗との戦火によって伽藍の大半を失ったという。今に残る慧日寺跡は、千年を越す壮大な歴史と文化を今日に語り継ぎ、近年は史跡整備に伴う金堂及び中門の建物復元、薬師如来坐像の復元制作展示などにより古代伽藍の威容も具象化された。

(4) 社会的概要

本町は26行政区からなる中山間農山村であり、大半の行政区は本町の中心をなす大寺地区から約5kmの範囲に形成されている。生活圏の核としての役割を果たす中心市街地の大寺地区には、役場、中央公民館、学校、医療センター等の公共施設、駅、郵便局、農業協同組合などがあり、住民サービス、利便性の向上等に大きな役割を果たしている現状にある。会津地方の中心都市会津若松市とは、道路網並びにJR路線で約20分(12km)の距離で結ばれており、通勤、通学圏であるほか医療、金融、消費、サービスなど多くの面で依存しているところである。

半面、会津若松市を中心に近隣町村から町内企業への通勤者も増加してきており、会津地域における就業の場の提供という意味で大きく貢献している現状である。

(5) 経済的概要

1) 概況

本町は、大正時代の初期、日橋川流域に水力発電所の建設が進み、廉価な電力を求めて非鉄金属精錬工場が立地し、以降、農業とともに町産業の核として振興、発展し、商業もこれに呼応し活況を呈したところである。また、この影響を受ける形で兼業農家も増加し、第2次産業に比重を置いた工業依存型の経済体系であった。

しかし、昭和40年代以降における企業合理化、オイルショックなどから規模縮小へと向かった。町では、雇用機会の確保等を含めた新たな企業誘致施策を展開しているが、かつてない景気低迷の長期化のなかで企業経営の合理化・リストラ対策により、雇用の拡大や新たな企業誘致が厳しい状況にあるため、高度情報通信網の整備による企業誘致を図っているところである。

産業別内訳としては、第1次産業が生産額及び構成比の割合が減少傾向にあるのに対し、第2次、3次産業の構成比割合が近年高くなってきているのが特徴である。

農業については、昭和47年からの県営農地開発事業、昭和56年からの県営圃場整備事業等による生産基盤の整備とともに、大型農業機械導入やライスセンター等の農業経営の近代化が図られてきた。しかし、従事者の高齢化と後継者不足、農産物輸入の自由化、更には原発事故に伴う風評被害により、農林水産物の市場価格は大きく落ち込み農業経営環境の深刻化が問題となっている。厳しい農業情勢下のなか、畑作との複合経営によるほうれん草やトマトそして新たなブランド品の開拓など魅力ある磐梯町の農産物をPRするため、販路拡大に努めていきたい。

商業については、道路網の整備により隣接する都市部の商業施設へ購買客が流れ続けており消費流出を加速してきた。また、人口減少による購買力の低下とともに、近年では、EC市場が拡大しネット販売の競争により商店街の業況はますます厳しくなっている。そのような中、平成21年に開所した道の駅ばんだいは会津観光の拠点としてのみならず地域交流の拠点として観光客はもとより地域住民にとっても身近な商店として親しまれリピート率も高く年間来場者100万人を超えている状況にある。

観光・レクリエーションについては、観光道路ゴールドラインが磐梯山麓を南北に縦走しており、これに隣接する形で平成5年12月に磐梯清水平リゾート開発事業の核とも言えるアルツ磐梯スキー場(現ネコママウンテン)がオープン、滞在型観光地として大きく変化しスキー場などリゾート施設の年間入り込み客は約578万人で、名実ともに日本を代表するリゾートエリアとなっていた。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原発事故の影響や新型コロナウイルス感染症により来場者が激減し、近年では特に首都圏を中心に教育旅行や子ども連れの来場者が減少し続けている。

また、本町には、会津仏教文化発祥の地として全国に著名な国指定史跡慧日寺跡があり、学術的にも文化的にも大変貴重な史跡として現在、学術発掘調査及び史跡地の土地公有化とともに整備を進めているところである。昭和62年にオープンした磐梯山慧

日寺資料館、平成20年には復元した史跡慧日寺跡金堂など展示施設の充実も図り、平成30年には慧日寺跡金堂内に薬師如来坐像が復元され、観光入り込み客の増加を図っているところである。さらには史跡のある本寺地区を中心に歴史的風致維持向上計画を策定し、歴史的文化遺産の保存、活用を図りながら道の駅、リゾート施設など他の観光施設との連携を強め、多種多様な観光客のニーズに提供可能なメニューづくりと磐梯町ファンの獲得、観光ビジネス化に向けた受け入れ体制づくりを取り組んでいく必要がある。

2) 就業人口

就業人口は、令和2年時において第1次産業が244人、第2次産業が457人、第3次産業が949人で合計1,650人となっており、総人口の減少にあわせて就業人口も減少が進んでいる。特に第1次産業就業人口の減少が目立っている。

3) 総生産と所得の状況

町内総生産を見ると、令和2年では約302億円で、その72.9%を第2次産業が占めており、就業人口比が14.8%の第1次産業はわずか2.7%であり第3次産業は24.4%を占めている。一方、本町の1人当たり市町村民所得は、令和4年度に297.0万円となり、県平均289.9万円を上回っている。

また、東日本大震災で一時減少した町内総生産は、平成25年から徐々に増加し、令和4年度には約376億円となっている。

(6) 過疎の状況

本町の人口は、昭和の高度成長時代において都市への人口流出等により大幅な減少を招くとともに、その後も減少傾向が続き、昭和46年の過疎地域対策緊急措置法及び昭和55年の過疎地域振興特別措置法並びに平成2年の過疎地域活性化特別措置法による指定を受けながら、過疎対策事業を重点事業に位置づけ地域の振興、活性化に向けて積極的に諸施策の展開を図ってきたところである。これに伴い、磐越自動車道の開通と会津フレッシュリゾート構想に基づく磐梯清水平リゾート開発事業によるスキー場、磐梯温泉保養センター等の施設整備、誘致企業の拡充などによる就業者の増加などを要因として、一時人口の減少にも歯止めが掛かり、明日の磐梯町に夢と希望を抱き進んで地域づくりに参加する機運の高まりなど、過疎地域からの脱却をめざす方向が少しずつ見えてきている現状にあった。

しかしながら、わが国は少子化社会をむかえ、総人口も減少時代が到来しており、本町においても、人口の減少が余儀なくされているという厳しい現実を抱えていた。そのようななか、平成26年11月まち・ひと・しごと創生法が施行され、人口減少を回避し将来に向けて夢や希望が持てる社会にするために総合戦略が策定された。本町でも「未来へ繋がるまちづくり」「やりがいのある仕事づくり」「充実した暮らしづくり」「共創協働のまちづくり」の4点を磐梯町が目指すまちの姿として進めていく。

その意味でも、今後さらに

- ・ 定住と交流のまちづくり
- ・ 若者が定住する魅力あるまちづくり
- ・ 自然と調和する美しい農村の整備
- ・ 質の高い個性的なリゾート施設の活用
- ・ 高速交通網と連結するアクセス機能の整備充実、冬期間を含めた日常交通の確保
- ・ 魅力ある雇用の場の確保、維持
- ・ 上下水道を含めた生活環境、居住条件の整備
- ・ 若年層並びにUJIターン者の地域定住対策
- ・ 後継者の確保を含めた農林業の振興対策
- ・ 高齢化の進行に伴う地域活力の低下を阻止するための対策
- ・ 高齢社会に対応した施設の整備
- ・ 地域連帯意識、共同体活動の維持、増進
- ・ 地域間交流、国際交流の推進
- ・ デジタル変革戦略による行政スタイルの構築と町民のUI・UX向上
- ・ 自然環境の保全並びに良好な景観の維持
- ・ あいづ地方拠点都市地域にかかる拠点地区の見直し及び整備
- ・ 魅力ある中心市街地の整備の推進
- ・ 東日本大震災風評被害払拭の推進

などにかかる総合的な視点に立った地域活性化への施策が必要である。

(7) 町の経済的社会的発展の方向

本町の基本理念は、「自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちづくり」を掲げ、町民一人ひとりがまちづくりの主役となって、人とつながり心をあわせ、様々な分野で力を発揮しながら、名水百選にも認定された湧水群を含む豊かな水資源と会津仏教文化発祥の地として歴史的にも文化的にも非常に重要かつ貴重な史跡慧日寺跡を継承し発展させていかなければならない。

また、人が暮らししていくためには、そこに住みたいという想いだけではなく、暮らし続けるための仕事を創出し、まちの活力を維持、創造し、会津地域の振興、活性化に大きく貢献していくものとする。さらに、町民の生活を取り巻く環境が日々変わっていく中で、豊かで安心して生活できるまちづくりを目指していくために、デジタル変革を推進し全ての町民の人権が尊重されるとともに、男女がお互いを尊重し合い、家庭や職場、地域等で一人ひとりが輝き自分らしく生きられる共生社会の実現が必要不可欠となっている。

[2]人口及び産業の推移と動向

(1) 人口及び世帯数の推移

国勢調査をもとに町の人口を見ると、町制を施行した昭和 35 年の調査では 7,330 人であったが、高度経済成長による都市への人口流出などにより年々人口が減少し、昭和 45 年では 5,263 人となった。また、核家族化の進行や出生率の低下と併せ、昭和 40 年代後半のオイルショックに端を発した構造不況や企業の合理化、縮小などにより、世帯ごとの転出も相次ぎ、昭和 50 年には 4,769 人と 5,000 人を下回ったところである。以後、減少率は小さくなったものの人口の減少に歯止めはかからず、昭和 56 年に過疎地域の指定を受けた。過疎地域指定後における人口の減少率は小さくなり、昭和 60 年で 4,391 人、平成 2 年で 4,338 人、そして平成 7 年では 4,357 人とほぼ横ばい状況となっていたが、平成 17 年では 3,951 人となり 4,000 人を下回った。そして平成 22 年では 3,761 人、平成 27 年 3,579 人、令和 2 年には 3,322 人と減少し続けている現状である。

年齢階層別で見ると、昭和 35 年における年少人口(0~14 歳)が 2,560 人で全体の 34.9%を占めていたが、人口の減少とともに出生率の低下などから、昭和 60 年では 803 人と四半世紀の間に 68.6%の大幅な減少となっている。

平成 2 年では 823 人と微増に転じたが、総人口の 19.0%を占めるにすぎない状況であり、平成 12 年になってからは 616 人と減少し総人口の 15.0%となったが令和 2 年になってからは 421 人とさらに減少し総人口の 12.7%となった。逆に高齢人口(65 歳以上)の占める割合は年々高くなり高齢化が一層進行している状況にある。

生産人口(15~64 歳)は、昭和 35 年において 4,395 人と総人口の 60.0%を占めていたが、昭和 55 年では 3,042 人と総人口と同様に減少したが、その割合は 67.6%と増加した。平成 2 年は 2,620 人と過去 10 年間での比較では、422 人の減少となっているが、総人口に占める割合は 60.4%と微減に止まっている。平成 12 年になってからは 2,338 人と減少し、総人口の 56.9%、平成 17 年では 2,195 人さらに令和 2 年には 1,655 人となり、総人口に占める割合も 49.8%と 50%を下回っている。

一方、高齢人口は、昭和 35 年において 375 人と総人口 5.1%を占めるにすぎなかったが、年少人口の減少に反比例する形で年々増加をたどり、保健、医療の充実により昭和 55 年では 682 人に、昭和 60 年では 774 人と四半世紀の間に 2 倍強の大幅な伸びとなっている。

平成 2 年には 895 人と総人口の 20.6%を占めるに至っており、平成 12 年は 1,155 人と総人口の 28.1%を占める。さらに令和 2 年は 1,246 人に増加し総人口の 37.5%を占め、少子高齢化に歯止めがかからない状況が続いている。

世帯数については、昭和 35 年の 1,415 世帯がピークで、社会経済情勢の変遷等により減少を続け、昭和 60 年には 1,104 世帯と四半世紀の間に人口の減少と同様 22.0%の減少となり、平成 2 年は 1,118 世帯、平成 7 年では 1,203 世帯と増加したものの、令和 2 年では 1,079 世帯と減少状況になっている。これは、人口の減少が微減状況となっていることと併せ、核家族化の進行や若年層の減少に伴う一世帯あたりの人員の減少により、高齢夫婦世帯や独居世帯の増加が見込まれる。

(2) 人口及び世帯数の見通し

総人口については緩やかな減少状況にあるが、人口の年齢構成をみると高齢年齢の割合が年々高くなっている。令和2年には 37.51%となり、近年の高齢者比率は 30%後半で推移している。今後、団塊の世代と言われる方々が高齢者に達するとその後は人口減少とともに高齢者比率も高くなることが予測される。また社会的な要因としては高校卒業後、大学、専門学校等への進学のために地元を離れる若者が増えていることが挙げられる。夢や希望の実現に向け都市生活にあこがれを抱き都市への人口流出も考えられるが、裏を返すと県内には魅力ある教育システムが構築されていないということである。

一方、本町における特殊出生率は、平成 27 年には 1.83 であったが、令和2年には 2.32 と大幅な伸び率となり、この数値は町が今まで実施してきた子育て支援事業を反映した結果となった。しかし、令和5年には過去最低の 1.20 となり、急速に進む少子化や人口減少は、地域の経済活動の停滞や社会保障の問題等、社会全体の活力を低下させることが懸念されており、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持させる施策が進められている。

とりわけ、本町では昼間人口が夜間人口よりも多く、周辺地域から通勤者が雇用の中心となっている。特に製造業の従事者が多くあり、業種別の構成比をみると約 50%を製造業が占めており主要産業となっている。また、会津フレッシュリゾート構想に基づく磐梯清水平リゾート開発によりスキー場、ゴルフ場、ホテル等が整備され通年型リゾート施設として多くの雇用も図られていたが、平成 23 年3月に発生した東日本大震災に伴う原発事故の影響及び新型コロナウイルス感染症により利用者が減少し雇用に関しても少なからず影響がでている。

このような状況の中、若者が定着できるような魅力ある就業の場の創出を図るとともに、多様なニーズに対応した住宅や住宅地の整備、都市機能の充実と生活の利便性向上、教育、文化活動環境の充実といった魅力ある生活空間の整備が重要であり、本町の長所や持ち味を活かした個性あるまちづくりの推進を図る。また、少子高齢化社会が進み産業構造が変化していくなか労働力不足も懸念されている。ワークライフバランスを保ちながら社会構造の変革にも対応していくような仕組みづくりも必要となる。

(3) 産業の動向

東北縦貫自動車道と連結する磐越自動車道の全線開通と併せて磐梯・河東インターチェンジが供用開始され、さらには福島空港が開港するなど、高速交通時代が到来し早 30 年以上が経過した。これらによって県内及び首都圏などの結びつきが一段と強まり、会津の経済・文化交流圏エリアを大きく塗り替えるとともに、高速交通ネットワークに組み込まれた我が磐梯町へのアクセスも容易となり、首都圏から約2時間の距離となった。

こうした状況下において、基盤産業として位置づけられている農業については、従事者の高齢化と後継者不足、農産物輸入の自由化などに伴う経営環境の深刻化が大きな課題となっている。また、作業委託や貸借を希望する農家が増えてきているが、立地等の諸条件により面としてまとまった形での農地の集約が困難で農地流動化が思うように進んでいない。

このような中、農業にあっては担い手である専業農家の持続的発展を促すことが重要であり、そのためには後継者及び担い手の確保・農作業受委託や農地流動化による農地の集積・経営の企業化等、地域条件を活かした作目の導入による複合経営化を推進するとともに、魅力とやりがいのあるものとなるような取組が求められている。また、特色のある農業を推進し、町農産物ブランド確立事業により生産された農産物を「磐梯さとやまの慧(めぐみ)」としてシリーズ化し、さらなる普及推進が必要となる。消費者に選択される農産物の生産・販売力の強化と商業と農業がタイアップした事業の拡充を図っていく。

工業については、製造業が中心となるが、本町の主要産業として町内勤務者のみならず近隣地区からの通勤者も多く就労者の規模からも地域経済の核となっている。工業製品も画一的なものから特色のあるものに差別化が図られ、市場ニーズをいち早的に捉えることができるかによって経営が左右されることとなっている。また、製品への付加価値も市場を担う大きな問題であり、異業種間の交流など業種を越えてアイデアを出し合うことも大切である。また、新たな魅力ある雇用の場の確保を図り、町内の企業と連携しながら、大都市での合同説明会を開催し都会へ出た若者に魅力ある働き場を紹介し、UIJターを誘導させる仕組みづくりと地方型シェアサテライトオフィスを活用し、経営者の支援や起業支援の充実を図る必要がある。

商業については、平成 21 年にオープンした道の駅ばんだいが地域住民の商業施設になっており、会津観光の拠点として年間 100 万人を超える来場者があるなか、地元住民のリピート率も高く今ではなくてはならない施設となっている。しかし、近隣地区の大規模小売店舗の出店や EC 市場が拡大しネット販売の競争により町内における商業への客足は減り消費も少なくなってきた。一方で、令和3年6月には空き施設を活用した公有民営型の店舗として、スーパーマーケットの誘致に成功している。

観光・リゾートについては、史跡慧日寺跡として平成 20 年に慧日寺金堂を復元するとともに、磐梯清水平リゾート施設を中心として誘客に努めてきた。しかし、東日本大震災に伴う原発事故による風評被害で観光客は減少していたが、平成 30 年に薬師如来坐像が復元されたことにより、来場者も徐々に回復してきた中で、新型コロナウイルス感染症により教育旅行を含め多くの旅行者が再度減少傾向にある。そのため、町では道の駅ばんだいを観光の拠点として観光案内やツアーディスクの設置、ガイドツアーの実施など、インバウンドも見据えた周遊観光の拠点化とすることで、通過型から滞在周遊型へ進化させようと鋭意取り組んでいるところである。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,330		人 5,263	% △28.2	人 4,769	% △9.4	人 4,501	% △5.6
0歳～14歳	2,560		1,221	△52.3	884	△27.6	777	△12.1
15歳～64歳	4,395		3,531	△19.7	3,317	△6.1	3,042	△8.3
うち15歳～29歳(a)	1,635		1,037	△36.6	1,020	△1.6	879	△13.8
65歳以上 (b)	375		511	36.3	568	11.2	682	20.1
(a)/総数 若年者比率	% 22.3		% 19.7	-	% 21.4	-	% 19.5	-
(b)/総数 高齢者比率	% 5.1		% 9.7	-	% 11.9	-	% 15.2	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,391	% △2.4	人 4,338	% △1.2	人 4,357	% 0.4	人 4,109	% △5.7
0歳～14歳	803	3.3	823	2.5	737	△10.4	616	△16.4
15歳～64歳	2,814	△7.5	2,620	△6.9	2,590	△1.1	2,338	△9.7
うち15歳～29歳(a)	684	△22.2	559	△18.2	631	12.9	578	△8.4
65歳以上 (b)	774	13.5	895	15.6	1,030	15.1	1,155	12.1
(a)/総数 若年者比率	% 15.6	-	% 12.9	-	% 14.5	-	% 14.1	-
(b)/総数 高齢者比率	% 17.6	-	% 20.6	-	% 23.6	-	% 28.1	-

区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,951	% △3.8	人 3,761	% △4.8	人 3,579	% △4.8	人 3,322	% △7.2
0歳～14歳	489	△20.6	464	△5.1	460	△0.9	421	△8.5
15歳～64歳	2,195	△6.1	2,089	△4.8	1,911	△8.5	1,655	△13.4
うち15歳～29歳(a)	542	△6.2	466	△14.0	397	△14.8	295	△25.7
65歳以上 (b)	1,267	9.7	1,208	△4.8	1,208	0.0	1,246	3.1
(a)/総数 若年者比率	% 13.7	-	% 12.4	-	% 11.1	-	% 10.9	-
(b)/総数 高齢者比率	% 32.1	-	% 32.1	-	% 33.8	-	% 37.5	-

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成16年3月31日		
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	4,260	-	4,067	-	% △4.5
男	2,071	% 48.6	1,967	% 48.4	% △5.0
女	2,189	% 51.4	2,100	% 51.6	% △4.1

区 分	平成21年3月31日			平成26年3月31日		
	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	3,840	-	% △5.6	3,739	-	% △ 2.6
男	1,853	% 48.3	% △5.8	1,823	% 48.8	% △ 1.6
女	1,987	% 51.7	% △5.4	1,916	% 51.2	% △ 3.6

区 分	平成31年3月31日			令和6年3月31日		
	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	3,486	-	% △6.8	3,192	-	% △8.4
男	1,707	% 49.0	% △6.4	1,585	% 49.7	% △7.1
女	1,779	% 51.0	% △7.2	1,607	% 50.3	% △9.7

表1-1(3)人口の見通し

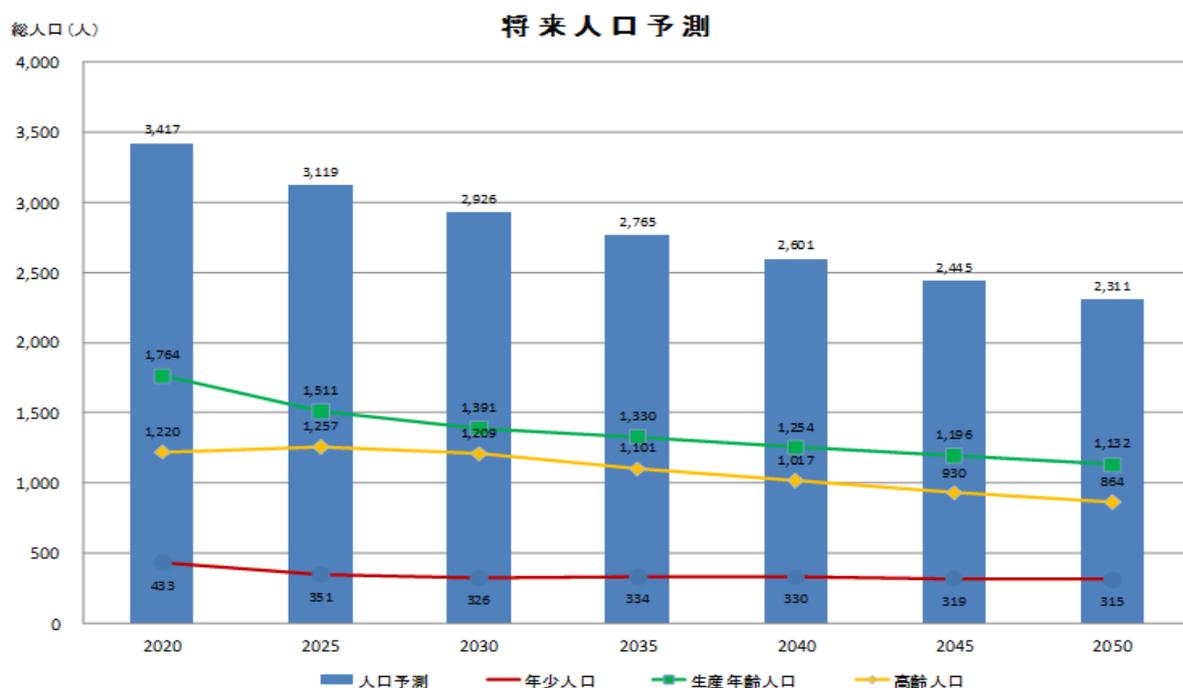


表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,216		人 2,685	% △16.5	人 2,517	% △6.3	人 2,579	% △2.5
第一次産業 就業人口比率	48.5% 1,558		39.7% 1,065	-	33.7% 849	-	27.8% 718	-
第二次産業 就業人口比率	29.4% 946		34.3% 921	-	36.4% 916	-	42.2% 1,088	-
第三次産業 就業人口比率	22.1% 712		26.0% 699	-	29.9% 752	-	30.0% 773	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,406	% △6.7	人 2,321	% △3.5	人 2,235	% △3.7	人 2,077	% △7.1
第一次産業 就業人口比率	27.2% 654	-	23.3% 541	-	19.7% 440	-	18.0% 375	-
第二次産業 就業人口比率	42.4% 1,020	-	42.0% 975	-	36.3% 811	-	34.3% 712	-
第三次産業 就業人口比率	30.4% 732	-	34.6% 802	-	44.0% 984	-	47.7% 989	-

区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 1,970	% △5.2	人 1,781	% △9.6	人 1,756	% △1.4	人 1,650	% △6.0
第一次産業 就業人口比率	18.2% 358	-	17.5% 308	-	16.3% 286	-	14.8% 244	-
第二次産業 就業人口比率	28.6% 563	-	28.4% 499	-	28.1% 494	-	27.7% 457	-
第三次産業 就業人口比率	53.2% 1,049	-	55.5% 974	-	55.6% 976	-	57.5% 949	-

[3]行財政の状況

(1) 行 政

近年の急激な社会情勢の変化に伴い、地域住民の権利意識の高まりなどから行政ニーズは多様化・複雑化してきており、また行政の対応すべき分野も拡大しつつある。そのため、これらのニーズに的確に対応するため行政組織機構の整備や事務事業の見直しにより、効率的な行政に努力してきている。

また、住民の自治意識の向上を図るための取り組みも実施してきているところである。

現在の行政組織機構は、業務効率化、省人化、コスト削減を主目的とする ICT 化と、町民本位の行政、地域、社会の実現を主目的とするデジタル変革に対応するため行政組織改革により、令和2年に条例化したものである。令和7年には、町長部局に5課を置き、さらに議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会並びに監査委員会をもって町政の円滑なる運営に努めてきている。

令和7年4月1日時点の職員定数は90名であるが、町長部局が54名、教育委員会15名、議会1名、農業委員会1名、企業水道職員2名、選挙管理委員会、監査委員会については兼任職員を充て、合計73名をもって対応している現状にある。

町民100人当たりの職員数は2.29人となっている。

また、地域振興、活性化のための一大事業として第3セクターを設立し積極的に取り組んでいる磐梯清水平リゾート開発事業や人口の増加を見据えた若者定住住宅整備事業、観光誘客の拠点となる道の駅の運営に関しては、行政・民間・地域住民が連携して、事業促進を図っているところである。

地域社会の進展に伴う生活様式の多様化、高度化並びに都市化の進行、生活圏域の拡大などにより、高度で複雑な行政需要が要求される今日にあって、ごみ、し尿処理、消防・救急活動等や介護保険導入に伴う介護保険認定審査会の業務については、広域圏業務として対応し大きな成果を上げている。また、高齢化の進展やライフスタイルの著しい変化が予想され保健・医療・福祉に関するニーズは、ますます多様化していくため、総合的視点からの整備をすすめている。

また、近年一般化しているデジタル技術を手段として活用することで、町民本位の新しい行政経営のモデルを実践し、住民サービスの向上に努めてきているところである。

(2) 財 政

令和6年度の決算では、歳入総額は53億5,013万円で、旧過疎法の地域指定を受けた昭和56年度における歳入総額の13億966万円に比較し4.09倍に、令和元年度対比で41.6%の増加となっている。

町税は8億1,860万円で、令和元年度の5億9,434万円に比較し37.7%の増加を示している。また、町税の歳入総額に占める割合は15.3%であり、地方交付税19億6,538万円に依存する傾向は続いている。

一方、過疎債も含めた地方債は2億4,514万円となっている。財政力指数は、昭和56年度の0.34から一時低下し、平成17年度は0.39、平成20年度は0.48と若干高くなったが、平成26年度、令和元年度、令和6年度では0.3となっている。

歳出については、義務的経費が歳出全体の35.9%、投資的経費は8.4%、その他の経費は55.8%となっている。

また、人件費は19.7%(令和元年度17.1%)、物件費が22.2%(令和元年度17.1%)を

占めている。経常収支比率は 91.3%であり、令和元年度の 96.3%を下回っているものの、依然として厳しい財政事情の中で経費節減に努力するとともに一般財源では構造的に弾力性を保つよう努めている現状である。

しかしながら、多様化、複雑化する行政へのニーズに的確に対応するためには、行政経費の節減、合理化、限られた財源の計画的・重点的・効果的配分による健全な財政運営に更なる努力を傾注する必要がある。

磐梯町行政組織図 (R7. 4. 1)

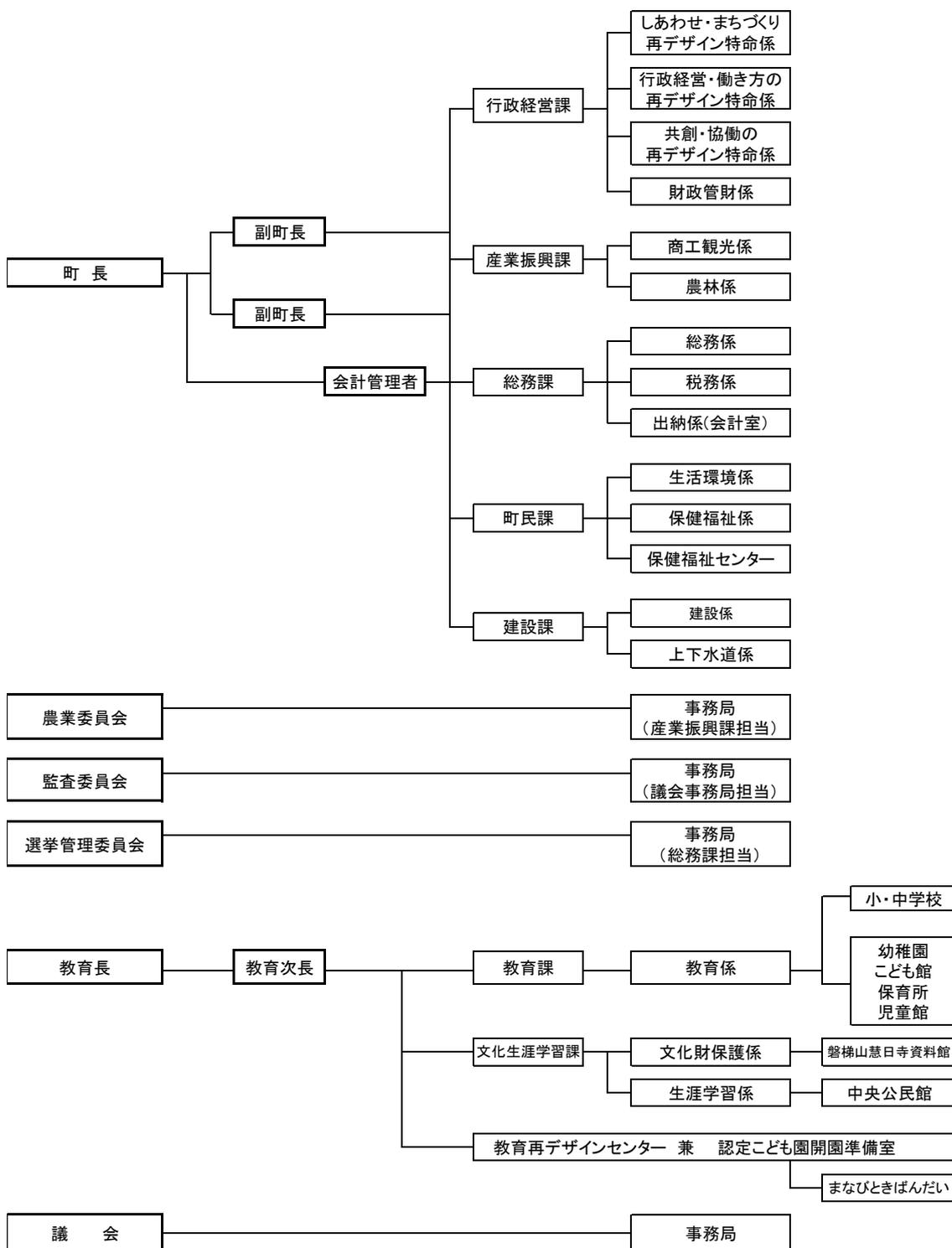


表1-2(1) 市町村財政の状況

区 分	平成12年度	平成17年度	平成20年度	平成26年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	3,254,942	3,084,725	3,600,231	4,576,066	3,777,589	5,350,132
一般財源	2,173,644	1,857,879	1,925,273	2,125,395	2,295,796	2,959,983
国庫支出金	111,404	103,919	408,829	509,488	222,170	292,542
都道府県支出金	165,585	131,984	136,414	295,850	218,167	238,329
地方債	438,300	246,500	346,372	783,848	307,137	245,142
うち過疎債	359,200	106,000	236,900	542,900	146,100	205,800
その他	366,009	744,443	783,343	861,485	734,319	1,614,136
歳出総額 B	3,072,333	2,970,496	3,266,559	4,350,260	3,650,215	5,143,057
義務的経費	1,064,725	948,887	1,041,336	1,202,422	1,482,962	1,844,461
投資的経費	844,393	676,835	649,363	1,177,702	444,499	430,368
うち普通建設費	839,865	674,664	649,363	1,175,031	443,992	430,358
その他	1,163,215	1,344,774	1,575,860	1,970,136	1,722,754	2,868,228
過疎対策事業費	0	0	0	0	0	0
歳入歳出差引額 C(A-B)	182,609	114,229	333,672	225,806	127,374	207,075
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,629	0	197,605	28,371	10,622	14,010
実質収支 C-D	165,980	114,229	136,067	197,435	116,752	193,065
財政力指数	0.39	0.39	0.48	0.3	0.3	0.3
公債費負担比率	15.3	12.6	14.5	11.7	24.2	18.9
実質公債費比率	-	2.9	4.9	2.8	10.1	9.13
起債制限比率	5.2	2.6	-	-	-	-
経常収支比率	69.6	81.7	92.0	94.1	96.3	91.3
将来負担比率	-	-	112.6	17.0	65.2	81.1
地方債現在高	2,322,226	3,050,666	2,904,293	5,061,296	6,189,475	4,008,930

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成14 年度末	平成20 年度末	平成26 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末
市 町 村 道									
改良率 (%)	12.1	31.9	54.1	66.8	68.4	70.5	71.7	72.0	74.5
舗装率 (%)	0.2	35.0	60.1	78.9	80.7	81.8	82.9	83.0	85.1
耕地1ha当たり農道延長 (m)	1.2	1.5	1.3	80.7	80.4	80.4	80.4	80.4	110.6
林野1ha当たり林道延長 (m)	3.3	8.8	17.6	6.1	6.1	6.1	6.1	3.5	3.6
水道普及率 (%)	62.1	96.3	97.5	95.9	96.0	96.0	99.0	99.4	99.5
水洗化率 (%)	-	-	-	46.6	63.9	63.9	85.0	85.8	86.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	-	-	-	-	19	19	19	19	19
小 学 校									
危険校舎面積比率 (%)	8.0	8.7	-	-	-	-	-	-	-
中 学 校									
危険校舎面積比率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[4] 地域の持続的発展の基本方針

磐越自動車道の4車線化や福島空港の国際線開港などによる高速交通ネットワークの形成とともに会津大学の開学、さらには会津フレッシュリゾート構想に基づく磐梯清水平リゾートの施設が整備され、本町を含めた会津地域が社会情勢の大きな変化の中で経済の安定的な成長を基調とするグローバルな社会へ移行しようとしてきた。しかし、少子高齢化の進行や若者の町外への転出に歯止めがかからず、依然として厳しい状況である。

地域の振興を図っていくためには、次代を担う若者層の定住が不可欠となっており、そのための施策を、引き続き取り組んでいく必要がある。また、公共施設の整備については、これまでも多くの財源を投入し整備水準の向上に努めてきたところであるが、今後も生活関連基盤整備を進めていく。

このような状況をふまえ、磐梯町まち・ひと・しごと創生総合戦略や磐梯町総合計画を策定し、今後は各種計画の着実に円滑な推進を図るとともに、情報化社会の進展や産業構造の変化など社会経済情勢の変化に適切に対応しながら、地域経済の活性化や、快適で暮らしやすい環境づくりを進め、持続可能な地域社会を形成するため、次の各事項を重要施策と位置づけ、地域振興を図っていくものとする。

① 未来へ繋がるまちづくり

(対応する国の基本目標:主に「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」)

町の発展は「人」の力によるものであり、将来においても、人材の育成や教育に力を注いでいく。また、今日まで先人の方々が会津仏教文化発祥の地として築いてきた、歴史・文化を継承し、発展させていくことを目指す。

② やりがいのある仕事づくり

(対応する国の基本目標:主に「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」)

人が暮らしていくためには、そこに住みたいという想いだけではなく、暮らし続けるための「仕事」が必要であり、「仕事」を創出し、まちの活力を維持、創造することを目指す。

③ 充実した暮らしづくり

(対応する国の基本目標:主に「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」)

健康や医療、福祉、防災、さらには交通、環境といった生活を取り巻く様々な分野で、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会と、安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを目指す。

④ 共創協働のまちづくり

(対応する国の基本目標:主に「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」)

町民の生活を取り巻く環境が日々変わっていく中、豊かで安心して生活できるまちをつくるためには、町民と行政が、力を合わせて様々な課題を解決していく。

[5]地域の持続的発展のための基本目標

本町の地域資源を生かした地域づくりや地域産業の活性化により雇用の創出を図るとともに、子育て環境の充実や生活の利便性を高めることで、子育て世代をはじめとした多様な世代の移住・定住を促進し、過疎地域の脱却に向けて次の目標を定める。

1 子育て・教育環境を強化し、定住・移住促進を図る

(目標値:令和12年度に社会的人口の年間増減数+20名をめざす)

2 産業を活性化し、町内従業者数の増加を図る

(目標値:令和12年度に3,000人をめざす)

3 磐梯町ファンの獲得と観光ビジネス化を推進し、関係人口と交流人口を拡大する

(目標値:令和12年度に観光入込み客数1,300,000人をめざす)

[6]計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を推進していくためには、各施策・事業の進捗状況を的確に把握し、適切な進行管理に努めるとともに、計画の実効性を確保するため、計画の達成状況の評価については、計画期間満了後の令和13年度において検証を行い、課題を整理、分析するとともに、パブリックコメント等により意見や改善案を募り、議会へ報告する。

[7]計画期間

本過疎地域持続的発展計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

[8]公共施設等総合管理計画との整合

本町では、これまで整備してきた公共施設等の老朽化が顕在化しており、今後、公共施設等が大規模修繕・更新時期を迎え、維持管理費や更新費が増大していくことが予測される。

こうした課題に対応するため、平成29年3月に策定した「磐梯町公共施設等総合管理計画」において、公共施設等の適正な保有と配置、維持管理等に関する基本的な方針を定めるとともに、同計画の実施における具体的取組みの指標として令和3年3月に策定した「個別施設計画」において、個々の施設の再編の方向性を示したところであり、これらの計画との整合を図りながら、公共施設の再編を進める。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

高齢者人口の割合が非常に高い町にとって、高齢者を支える生産年齢人口を増加させることは急務である。全国的に移住・定住政策は強化され、移住者獲得競争が激化している。空き家バンク制度や各種補助金により移住者の数は一定程度増えているが、今まで以上に移住者の獲得に向けた情報発信や、受け入れのための良質な空き家物件の掘り起し等、制度の充実を図る必要がある。生産年齢人口の中心である若者・子育て世代に対応した総合的な移住・定住政策を推進し、人口減少抑制に努めるとともに、高齢者等が住み慣れた地域で将来にわたり安心して過ごすことができるよう、支え合う地域づくり活動等の地域力の強化に向けた取組が求められている。次に、ICTの発展による暮らし方・働き方が変化する現状を踏まえて、更なるテレワーク拠点の整備や二地域居住の促進、デジタル住民票の導入など、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足が課題となっていることから、多様な人材が地域づくりに参画できるよう、住民等を巻き込んだ地域づくり活動が必要である。

(2) その対策

- ① UIJターン等や子育て世代に対し、定住促進を図る。
- ② UIJターン等や子育て世代に対し情報発信、地域コミュニティへの参加の理解促進を図る。
- ③ テレワーク拠点施設の充実強化及び適正な管理と整備を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成	(1) 移住・定住	移住定住・二地域居住促進事業	町	
		東松山地区定住促進事業	町	
		磐梯町セン森センター照明器具更新事業	町	
		磐梯町駅周辺整備事業	町	
		過疎地域遊休施設再整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農 業

農耕地は、主に一級河川大谷川流域に拓けているが、標高が比較的高い中山間地域の傾斜地にある。本町農業の経営類型は、標高差により東部・中部・西部の3地区に分かれるが、基幹作物は水稻であり、水稻を中心に適地適作に応じた畑作物、特に施設園芸作物を取り入れた複合経営を推進し、主にトマトやアスパラガスなどが栽培されている。東部地区においては、ハウレンソウや乾燥シイタケ、西部地区においては、リンゴや二条大麦などが栽培されている。さらに、土地利用型作物のソバが栽培され、町の振興作物となっている。

しかしながら、町の基幹産業である農林業従事者は減少傾向になり、国勢調査によると昭和55年当時に718人いた第1次産業従事者は、令和2年には232人まで減少し、就業人口全体に占める割合も約15%となっている。また、農業を取り巻く情勢は消費者ニーズの多様化や産地間競争の激化、さらに農産物の輸入自由化などによる農産物の価格低迷などが農家経営を圧迫し、農家数の減少や兼業化が急速に進んでいる。

一方、農地の基盤整備は、平成4年度までに県営農地開発事業、県営圃場整備事業等により、ほぼ町全域にわたって圃場の区画整理や畑地造成が完了したが、事業完了から2530年以上が経過しており、施設の老朽化が懸念され農業基盤整備に係る多額の負担を背景に将来の農業に不安を抱く者も少なくない状況である。

こうした状況を踏まえ、農業を本町の基幹産業として今後とも振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなることが重要である。このため、優良農地の保全・生産基盤の整備・農地の流動化を推進し、農地を有効活用することによる収益性の高い農業経営の確立を目指していくことが課題である。

② 林 業

町の森林面積は、令和元年において3,866haと町の総面積の約65%を占めているが、第1次産業に占める林業所得は極端に低い現状にある。また、農業の複合経営化が進むなか、椎茸などの菌茸類の生産が活性化し、乾燥椎茸は品質も良く、町の特産品として市場性が高く、特用林産物で大部分を占めてきたが、原発事故の関係により食に対する安心安全が揺らぐ結果となっている。一方、森林の整備に関しては、林業従事者の高齢化や兼業化により、森林組合に依存度が高くなっており、手入れの届かない状況により倒木の発生、鳥獣被害、森林の荒廃による森林機能の低下が大きな課題となっている。森林の保全は、農地の保全と同様に町土の保全や地域住民の生活環境を支える上で重要な役割を担っており、森林組合を核として森林経営の改善を図るとともに森林の有する多面的機能の保全、さらには森林資源の有効・高度利用に努めていく必要がある。

③ 工 業

本町の工業は、経済構造実態調査によると令和6年で事業所数14、従業者数1,811人、製造品出荷額等が約500億円の規模にあり、世界的な市場を持つデジタルカメラや交換レンズなどの光学機器の製造・販売を行うメーカーの国内唯一の工場があり、飛躍的に販路拡大を行っているため製造品出荷額等が増加している。

業種は、非鉄金属や光学機械等の既存企業や町の自然資源や環境を求めて立地した酒造工場や製氷工場などの食品関係の企業がある。

産業構造の大きな変化のなかで、また、景気の低迷する状況にあつて既存産業の発展や新たな魅力ある雇用の場の確保を図り、町内の企業と連携しながら、大都市での合同説明会を開催し都会へ出た若者に魅力ある働き場を紹介し、UターンをはじめIターン、Jターンを誘導させる仕組みづくりが必要である。また、資格等取得支援事業を拡充し、経営者の支援や起業支援の充実を図る必要がある。

④ 商 業

本町の商業は、平成3年をピークに店舗数、年間販売額など年々減少している。

また、商店街の魅力が十分でないこと、小売店の品揃えが不足していることと、近年、インターネットの普及もあり、消費者ニーズが多種多様化している状況にある。

新たな商業施設として、平成21年に道の駅がオープン、令和3年に食品スーパーを誘致し、町民が生鮮食料品や日用品など生活必需品を購入できることとなった。さらには、令和4年に県内初となる地域デジタル通貨「ばんだいコイン」の運用を開始し、購買意欲の向上と地域経済の循環による経済の活性化に取り組んでいる。しかし、購入のリピート率を高め、町全体の商業活性化に取り組んでいるが、サービス機能の充実、生活の利便性や暮らしやすさの上で大きな役割を持つものであることから、消費者ニーズに応え得る魅力ある商店街の形成とともに、観光、リゾート産業などに呼応した中で商業の活性化と後継者育成も重要な課題である。

⑤ 観光・レクリエーションの振興、リゾート整備とまちづくり

昭和55年から国指定史跡慧日寺跡に本格的な整備の手が入り、昭和59年から同史跡周辺整備事業が着手され昭和62年に磐梯山慧日寺資料館が開館し、平成4年には、オールシーズン型リゾートとして、アルツ磐梯(現ネコマウンテン)がオープンし四季を通じ観光客が訪れており、震災前は約118万人の観光入込客数があったものの、原発事故による風評被害や少子高齢化の影響により、震災後は減少に転じてしまった。

しかし、平成30年には史跡慧日寺跡金堂内復元展示物である薬師如来坐像が完成となり、観光入込客数は約121万人まで徐々に回復してきたが、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年度には、約82万人まで落ち込んだ。コロナ禍以降、インバウンドの増加や道の駅と史跡周辺との周遊イベント等の開催により、令和6年の観光入込客数は約106万人まで増加しているが、震災前、コロナ禍前までには回復していない状況にある。

そのため、従来の観光資源も含め、自然・景観・歴史・文化・食など個々の資源を線で結び、観光誘客ニーズにあったメニューづくりやインバウンドへの対応が一層大事になってきている。また、地元酒造によるウイスキー開発など、豊かな水資源を活かした新しい産業の創出も始まっている。

(2) その対策

① 農業の振興

新しい時代の農業の展開に向けて、やりがいのある農業への取組と支援を進めながら後継

者の育成や新規就農者受入れを図るなど、新たな農業の担い手づくりを推進する。また、優良農地の保全や農道、用排水路の整備などの生産基盤の整備、生活道路や排水施設の整備等、中山間地域等直接支払事業等の推進と生活環境の向上に努める。

また、消費者(実需者)のニーズに対応した中で、適地適作を誘導し、安定的供給により消費者重視の「売れる米づくり」を進めるとともに、ライスセンター利用による品質の安定化、トレーサビリティ(生産履歴)の導入、減農薬・減化学肥料栽培など特別栽培米に取り組み、安全・安心な米の産地として販路の拡大と磐梯町産米のブランド化を図る。さらに、野菜においても、地産地消に取り組み、更なる地域密着型販路拡大を目指すとともに、食料自給率向上のため、消費者に選択される生産・販売力の強化が必要である。農産物の販売について地産地消、産地直販など道の駅を活用した農産物の販売経路が確立し、商業と農業がタイアップした事業の拡充を図る。

②林業の振興

森林のもつ公益的機能と役割にも十分留意しながら、造林の推進や保安林の整備等による森林資源の保護・育成策を推進する。また、林道や流通加工体制などの生産基盤の整備や林業の担い手育成のための対策を推進する。

③工業の振興

豊かな自然と共生し、公害防止や環境保全に配慮した工業用地の整備をはじめ、本町の特性を活かした環境重視型立地企業や若者にとって働きがいと魅力のある経営を行う企業に対する支援と起業支援の充実を図り、企業の誘致活動を推進する。また、既存の企業においては、地場企業における経営改善のための支援をはじめ、企業間相互の交流や農・商・工業の連携及び交流による技術・情報等の交流を推進し、相互の発展や新たな企業創出に向けた環境づくりを推進する。

④商業の振興

商業者における経営改善、近代化を図るために、低利で長期の安定的な制度資金の円滑な供給や商工会との連携のもと制度資金の活用について積極的に促進させる。また、町民における買い物の利便性を高めるとともに消費流出を押さえて地元の商業・サービス業の発展につなげていくため、魅力ある中心商店街の整備を推進し、商業・サービス機能等の集積を図る。

さらには、町の豊かな地域資源や特性を活かした特産品の開発・改良および販路開拓に努め、地域経済の活性化を図り、本町の魅力を発信していくことに繋げていく。

⑤観光・レクリエーションの振興、リゾート整備とまちづくり

史跡慧日寺やリゾートエリア等を活用した従来のイベントやツアーを含め、道の駅を観光拠点としたガイドツアーの実施など、今後はインバウンドを見据えた周遊観光の拠点化を図り、通過型から滞在周遊型を目指すと共に、リゾート地を活用した観光ビジネス化に向けた受け入れ体制の充実を図る。また、多様化する観光誘客ニーズに対応した観光資源の発掘と施設の整備が課題となっていることから、隣接市町村との広域的な連携により観光の振興を図っていく。

⑥広域連携

町では、「農業生産の基盤整備」「雇用対策」「企業誘致の促進」「地域資源を活用した地域経済の活性化」「戦略的な観光施策」「農産物の生産振興・消費拡大」等について、広域連携効果に資する取組として計画に記載する産業の振興をより効果的に進めるものとする。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	中山間地域等直接支払事業	町	
		多面的機能支払交付金事業	町	
		農業生産基盤整備事業	町・団体	
		農業近代化施設整備事業	町・団体	
		大寺農村公園遊具整備工事	町	
		農業支援拠点施設整備事業	町・団体	
	林業	分収造林事業	町	
	(5) 企業誘致	企業誘致活性化事業	町・民間	
		企業誘致促進事業(西部地区開発)	町・民間	
	(9) 観光又はレクリエーション	商工振興活性化事業	町	
地域デジタル通貨「ぼんたいコイン」発行事業		町		
特産品開発事業		町		
商業施設誘致事業		町		
観光誘客事業		町		
観光地域づくり法人(DMO)設立・運営事業		町・団体		
地域魅力向上・発信支援事業		町		
まちづくり活性化事業		町・団体		
愛着人口拡大事業		町		
会津磐梯発日本酒グローバル化事業		町		
地域魅力向上・発信支援事業 (台湾観光交流人口拡大)		町		
地域再生マネージャー事業		町		
地域創生総合支援事業(サポート事業)		町		
マーケティング基盤整備事業	町			
道の駅拡張事業	町			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業	農産物ブランド化推進事業	町	
	その他	農業法人設置運営事業	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興区分及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
磐梯町全域	製造業、農林水産物等 販売業、旅館業及び情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 産業振興区分及び振興すべき業種

上記(2)その対策及び(3)事業計画(令和8年度～令和13年度)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 鉄 道

JR磐越西線が本町を通過し、町内の磐梯町駅が鉄道の玄関口として利用されており、年間2万人前後の通勤・通学客等が利用する住民の重要な足となっている。

しかし、現在の磐越西線は単線で運行本数が少ないのが現状であり、運行本数の増加を要望していくなど鉄道利用の利便性向上を図りたい。また、今後とも観光会津の魅力づくりをより一層促進するため、デザインや快適性に配慮した新型車両の導入を図り、観光・リゾート関連のみならず会津地域の産業の振興や人、物の交流の活性化が求められているところである。

② 道 路

太平洋側と日本海側を結ぶ磐越自動車道の陸路や福島空港をはじめとする近隣空港からの空路など、当町と全国各地を結ぶ高速交通ネットワークが形成されている。主要地方道会津若松・裏磐梯線並びに主要地方道猪苗代・塩川線は、これらのネットワークにアクセスする機能を有する広域幹線道路として、本町の産業や生活を支えている状況にある。観光面においては、磐梯山ゴールドラインが磐梯清水リゾートエリアの中を通過し、観光の主要道路となっている。

磐越自動車道は郡山ジャンクションから会津若松インターチェンジまでの4車線化により、会津地域における産業・経済活動等が活性化し交通量が大幅に増大したが、近年の異常気象により甚大な災害が発生していることから、復旧支援や支援物資の搬送による緊急輸送道路を確保するとともに東北地方、北陸地方のさらなる振興や交流促進を図るためにも磐越自動車道会津若松・新潟間全線4車線化の早期実現が望まれているところである。

町道は、令和6年度末現在、169路線99,110mで改良率74.5%、舗装率85.1%の整備状況となっており、いずれも県平均を上回っている現状である。昭和46年の旧過疎法による指定後、現在まで逐次改良及び舗装整備を進めてきているが、整備が充分とは言えない状況である。

特に、本町は特別豪雪地帯であることから冬期間における日常交通の確保に力を注いでいく必要があり、主要地方道会津若松裏磐梯線の慢性的な渋滞の解消及び生産・物流環境の向上を図る町道磐梯大谷線の整備促進、さらには、冬期間における除・排雪対策の強化、拡充が必要とされている。町内の一部では無散水融雪が実施されており通学路の確保、交通安全対策にも配慮しつつ、今後とも地元住民の利便性、観光客のアクセスを考慮した施策を展開していきたい。また、凍上による路面破損が顕著であり、舗装補修並びに更新が大きな課題となっている。

一方、農道は、町が管理する延長が78,197mである。県営農地開発事業や県営圃場整備事業、さらには農村総合整備モデル事業・中山間地域総合整備事業により、改良・舗装整備が進められ、農業生産活動や農村生活上における利便性が大きく向上してきたところであるが、整備状況はまだ万全とは言いがたい現状にある。このため、農村集落における生活環境の向上と生産活動の円滑化に資するため、老朽化した各施設の更新等を行い総合的な整備促進が必要である。

また、林道については、林業の振興とともに森林の管理・保全を図るうえでも非常に重要な

使命を持っている。さらに近年は、観光・レクリエーション施設への連絡アクセス機能を有するなど、林道の位置づけが大きく変化しているところであり、観光施設等と関連する林道の整備を促進する必要がある。

③ 運輸・通信・情報化

利用客の減少に伴って路線バスは廃止されたが、町民の日常生活の利便性向上と通勤・通院・通学の足の確保等を踏まえ、町は平成5年度から町内生活福祉バスの運行を開始し町保健医療福祉センターや役場等の公共機関への利便性の向上を図っているところである。しかし、生徒・児童の通学並びに交通弱者の通院・買い物等、日常生活に必要な交通手段として運行しているが、朝夕の時間帯の利用者は相当数あるものの、昼間の時間帯によっては、少数の状態で開催する便がある。

また、町内生活福祉バスと同様に交通弱者といわれる高齢者等の日常生活の維持に向け、令和5年10月から乗合型地域タクシーにAIシステムを導入したオンデマンド交通を開始し、公共交通の効率的な運行と利便性の向上を図っている。

(2) その対策

- ① JR磐越西線の全線電化並びに郡山・喜多方間の複線化を要望する。
- ② 磐越自動車道の全線4車線化を要望する。
- ③ 主要地方道猪苗代・塩川線の国道昇格を要望する。
- ④ 町道の改良率と舗装率の目標をそれぞれ80%、90%として改良、舗装整備を促進するとともに、安全性の向上や道路の緑化、美化対策を推進する。
- ⑤ 農業生産活動の円滑化と農村生活環境の充実向上を図るために必要な農道の改良、舗装整備を進める。
- ⑥ 林道の維持管理の徹底、観光施設等と関連する林道の舗装整備を促進する。
- ⑦ 冬期間における除・排雪体制の強化を図る。
- ⑧ リゾートエリアに通じるアクセス道路の維持、管理の徹底を図る。
- ⑨ 町内生活福祉バス、及び、オンデマンド交通の運行、並びに、JR委託業務(乗車券等委託販売業務)の受託を継続し、町民の日常生活等の利便性の向上に努める。
- ⑩ JR磐梯町駅周辺の適正な管理と整備を図る。
- ⑪ 歴史のまち、リゾートのまちにふさわしいサイン計画を実施する。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)町道 道路	磐梯大谷線改良舗装 L=3,995m W=5.5(8.5)m	町・県	
		大寺六区日曹線(大寺二区・大寺六区内) 改良舗装 L=828m W=6.0m	町	
		寺西・上西連線(下西連地内)改良舗装 L=170m W=4.0(5.0)m	町	
		大寺八田野線(大寺地内)舗装 L=500m W=8.0m	町	
		小柴坂線(小柴坂地内外)舗装 L=6,400m W=8.0m	町	
		大曲七ツ森線(大曲、長峰原、七ツ森地内) 舗装 L=2,800m W=5.0m	町	
		一の沢法正尻線(法正尻地内)舗装 L=1,300m W=7.0m	町	
		磐梯山サービスエリア線舗装 L=840m W=6.5m	町	
		小柴坂線(清水平地内)歩道再整備 L=800m	町	
		大寺八田野線側溝布設替工事 L=280m	町	
		ふるさとの森公園線排水構造物布設替工事 L=19m	町	
		清水平リゾート線暗渠排水管布設工事 L=200m	町	
		橋りょう	長寿命化修繕事業 橋梁点検N=14橋、長寿命化計画策定	町
	その他	雪寒機械整備事業 除雪ドレーザ購入	町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業				
公共交通	生活福祉バス運行事業	町		
	AIオンデマンド交通事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

5. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 生活環境

町では、安全で安心な生活環境と豊かな自然や美しい景観の保全を図り、自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちづくりの推進に向け様々な事業に取り組んでいる。

日常生活に不可欠な上下水道や住環境等の生活基盤の維持管理により町民の快適な暮らしを支えるとともに、近年の異常気象による風水害や地震などの自然災害への対策の充実や日常的に起こりうる火災や事故等の被害を最小限に食い止めるため、消防・防災の施設整備も計画的に実施する。

また、ごみの適正処理や発生抑制、リサイクル活動の推進等を通じた資源循環型社会の形成と省エネルギーへの意識啓発を強化し循環型社会の構築を推進する。

空き家については、令和2年に空き家調査を実施し、125件の空き家が存在するため、今後は適切な管理が行われていない特定空き家の発生や空き家所有者に対する適正管理への更なる理解と制度の周知が課題である。

② 上水道

上水道の普及率は、令和6年度末で99.5%と高く、ほぼ町全域において整備が行き届いている状況にある。しかし、人口減少により料金収入が減少している一方で、老朽化した施設及び設備の更新を進めなければならない状況にある。さらに、将来にわたり持続可能なサービスの提供を行うためには、経営改善を図るとともに、適正な使用料金の見直しを行う必要がある。

③ 公共下水道等

本町の下水道は、農業集落排水事業、林業集落排水事業、公共下水道事業及び個別生活排水事業により、快適な生活環境の提供を図っている。しかし、上水道と同様に、人口減少による使用料収入の減少が進む一方、老朽化した施設及び設備の更新を行わなければならない状況にある。さらに、将来にわたり持続可能なサービスを提供していくためには、経営改善を図るとともに、適正な使用料金の見直しを行う必要がある。

④ 環境衛生

* ごみ処理

ごみ処理は現在、会津若松地方広域市町村圏整備組合において処理しているところである。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「磐梯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき処理計画を策定し、町全域・全戸を対象に対応を進めている。

家庭系ごみの量は人口減少とともに年々減少傾向にあるものの、大幅な削減には至っていない。そのため、町としては生ごみ等の水切りの徹底及び堆肥化、雑紙等の分別の徹底を図っている。生ごみの堆肥化については、コンポスト講習会を開催するなど資源循環を推奨している。さらに、ごみの見える化として組成調査を実施しごみ品目の分析を行い、広報等で周知することでごみ減量及び資源リサイクルに対する意識高揚を図っている。

また、事業系ごみに対しては、ごみとして処理していたものが有価物に転化できる方法を提案しごみ削減に努めている。

地球温暖化が叫ばれている昨今、町は令和5年に「ゼロカーボン宣言」、令和6年には「ネイ

チャーポジティブ宣言」、同時期に町内企業と「包括連携協定」を締結し、行政、地域住民、企業が一丸となって恵まれた自然環境を後世に引き継いでいくことを確認している。そのため、一人ひとりが問題を自分事で捉え、知恵と工夫をもって問題解決に向けて取り組むことのできるような施策を講じたい。

*し尿処理

公共下水道及び農・林業集落排水事業により、令和6年度末の水洗化率は86.2%となっている現状にある。未整備地区等の収集処理は民間業者が処理しており、今後は快適な生活環境を作るためにも公共下水道や合併処理浄化槽等の整備を積極的に推進していく必要がある。

⑤ 消 防

* 町消防

町消防団の体制は、令和7年4月1日より1～4分団員及び本部・女性広報班を含めた総員170名で活動しているが、人口減少に伴い消防団員定数の見直しを進めている。町では、小学校児童による少年消防クラブや企業における自衛消防隊、義勇消防隊(地区消防組織)の活動を含め住民の生命・財産を守り、民生の安定に寄与しているところである。

しかし、通勤、就労による昼間団員の減少により、地元企業においては理解を得られているものの火災や災害時における緊急対応に苦慮する面も多いため、広域消防との連携を密にし対応している現状である。消防施設は、自動車ポンプ(2台)、小型動力ポンプ(14台)、小型動力ポンプ積載車(12台)並びに防火水槽(38基)と併せて町防災行政無線網とお知らせメールを緊急時の伝達手段として整備したところである。

* 広域消防

昭和47年に広域事業として発足以来、今日まで地域における消防、救急活動を遂行しているところである。

しかし、高速道路の開通を含む高速交通化社会の到来とともに観光施設や文化財施設の整備などに伴う交通量の増大、さらには高齢社会の進行に伴う急患対応などにより、令和6年度の広域圏における救急事故件数は1日約28件発生しており、1時間に1件以上の割合で救急搬送している現状にある。

防災については、近年の地球温暖化等により全国各地では豪雨、河川の増水、雪崩、地震による大規模災害が発生し甚大な被害が発生している状況にある。町においても、被害の未然防止のための対策を講じ、日頃から防災に対する認識を深めていただけるようハザードマップを活用しながら地域住民に対して意識の啓蒙に取り組む。また、一人暮らし高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策の整備を推進していかなければならない。

⑥ 公営住宅

公営住宅は現在61戸あるが、老朽化が進行していることから、用途廃止すべきものと維持すべきものを明確に区分する必要がある。低所得者層向けの住宅として一定数を確保しつつ、ニーズの低い公営住宅については柔軟な利活用を検討するなど、実態に即した適正な管理を行っていく必要がある。また、人口増加及び若年層の定着を目的とした若者等定住促進住宅が42戸あり一定の成果を上げているが、入居要件を満たさなくなり退去した後の受け皿となる住宅施策が十分とは言えず、継続的な定住政策の推進が課題となっている。

(2) その対策

- ① ごみの減量化の推進とともに分別収集の徹底、資源リサイクル運動の推進を図る。
- ② 生物多様性を踏まえた地球温暖化対策の推進及び再生可能エネルギーの活用を図る。
- ③ 磐梯町空き家等対策計画に基づき、地域の安全確保と生活環境の保全を図り、空き家等の活用を促進するため、総合的な空き家等の対策を推進する。
- ④ 将来にわたる持続可能なサービスの提供を行うため、上下水道事業の経営の効率化を図るとともに、適正な料金等の見直しを行う。
- ⑤ 河川環境の整備と併せ、公共用水域等の水質保全並びに河川浄化、美化運動を積極的に展開する。
- ⑥ 消防力の充実強化とともに、消防施設等について適正な管理と整備を図る。
- ⑦ 町地域防災計画に基づき防災体制の整備、関係機関との連携強化を図り、地域住民に対して、正確・迅速な気象情報及び避難情報を提供する。
- ⑧ 公共施設の利便性を向上させるため、既存施設の改修や機械設備、電気設備の更新を進める。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設	法正尻地区水道施設整備事業	町	
		町道磐梯大谷線配水管整備事業	町	
		老朽管布設替事業	町	
		町道大曲七ツ森線配水管布設工事	町	
		水道テレメーター更新事業	町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道長寿命化事業(公共・農集・林集・個別)	町	
		農業集落排水整備事業	町	
		マンホールポンプ長寿命化事業	町	
		下水道管渠埋設事業(東松山地区)	町	
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ更新事業	町	
		自動車ポンプ更新事業	町	
		小型動力ポンプ積載車更新事業	町	
		防火水槽整備事業	町	
	(6) 公営住宅	町営住宅整備事業	町	
		町営住宅等長寿命化事業	町	
	(8) その他	役場庁舎改修事業	町	
		役場庁舎空調機器更新事業	町	
		公共施設等総合管理計画改訂支援事業	町	
		公共施設照明器具更新事業	町	
		公共施設保全管理事業	町	
		広域消防負担金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

町では、「未来へ繋がるまちづくり」を基本目標に掲げ子育て施策に取り組んでいるが、少子高齢化が進む中、子育てに対する不安や孤立を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下など様々な課題への対応が求められている。

令和6年度に「第3期磐梯町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「磐梯町総合計画」をはじめとした各種計画、「磐梯版ネウボラ」「磐梯の教育0-15教育基本構想」を軸に安心して結婚、妊娠、子育てができる環境づくり、子ども・若者が夢と希望を持ち、健やかに成長できる社会の形成、幼児期における質の高い学校教育・保育の提供、子育て家庭の不安や負担の軽減、地域社会全体での子ども・子育て支援の充実など子どもが豊かに育つ環境づくりに取り組んでいる。

また、子どもの健やかな成長に多大な影響を与える児童虐待については、関係機関と連携しながら早期発見・早期対応を図っていく。さらに、母子・父子家庭といったひとり親家庭について、安心して子育てができる環境となるような支援の充実を図る。

子ども医療費助成、予防接種助成、不妊治療費助成など子育て世帯や不妊治療を行っている夫婦への経済的な支援の継続に加え、働く親への子育て支援、地域で子育てできる環境の充実などサポート体制の強化を図る。

② 高齢者等の保健と福祉

令和7年10月1日現在、高齢化率が39%を超える本町において、高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯が年々増加傾向にあり、同時に家族の支援を受けることが困難な高齢者の割合も増加している。「健康で長生きしたい」との思いは誰しもの願いであり、住み慣れた地域でその人らしい生活をどのように維持していくかが重要視されている。人とのつながり、社会とのつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現に向けて取り組んでいる。

健康づくりの点では、健康寿命延伸に向け介護予防(フレイル予防)と生活習慣病等の疾病、重症化を一体的に実施し、高齢者の心身の多様な課題に対応しながらきめ細やかな支援を積極的に推進し、関係機関と連携したハイリスク高齢者の早期把握、早期支援に努めている。さらに介護予防については、体操や音楽の事業に加え、講演会や映画鑑賞など介護予防の啓蒙・啓発にも努めている。

生きがいづくりの点では、高齢者自身の知識や経験を活かし、社会参加や地域活動に参加できるきっかけづくりや生きがいづくりを支援している。また、労働意欲のある者に対しては、シルバー人材センターを中心に雇用の促進、確保に努めている。しかし、ライフスタイルの多様化や交流の場の増加によって地域活動に参加する人数も減少傾向にあるため、団体の再編や活動の見直しなど時代に即した対応も必要となっている。

③ 障がい者の福祉

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」を磐梯町第4期障がい者計画の基本理念に据え、相談支

援体制の充実、それぞれの状況に応じた障がい福祉サービスの提供等に努めている。しかし、多様化する相談や支援ニーズ等に対応するための重層的支援体制の構築、障がい福祉分野単独では解決できない問題への対応も課題となっている。また、虐待やひきこもりなど顕在化されにくい要支援者への深掘りを進め、必要な人に必要な支援を届けられる体制の充実も図っていく。

④ 教育・保育施設の再編整備

令和4年12月「磐梯町教育・保育施設再編整備基本構想策定会議」から答申を受け、それをもとに「磐梯の教育再デザイン構想委員会」が設定され令和6年2月に答申、「磐梯の教育」0-15教育基本構想が令和6年9月に策定された。磐梯町の0才から5才の保育環境については、現在は0才から2才が保育所、3才から5才が幼稚園と、通う施設が年齢で区切られており、3才から5才で保護者が就労している児童については、降園後幼児クラブに通えるようになっている。施設が複数に分かれていることは子どもの成長の連続性にとっては関わる大人の連携が取りづらくなる1つの原因にもなっており、保護者にとっても、お迎えが複数箇所になったり環境の変化への対応を求められたりなど、人口が減り子どもの出生率の減少が進む現在には合わない環境であると判断した。そこで、「多様性と包摂性があたりまえにある世界を子どもと大人でつくる」という教育基本構想における基本理念のもとに、0才から5才が同じ場所で過ごすことのできる幼保連携型認定こども園の令和9年度開設を目指す。このため、既存幼稚園については、放課後児童クラブ等への用途変更や既存保育所及び既存児童館については、売却・廃止を検討していくものとする。

(2) その対策

- ① 子育てに対する支援の充実を図る。
- ② 児童福祉施設について、適正な管理と整備を図る。
- ③ 保健、医療、福祉、一体による町民の健康の維持・増進を図るとともに、高齢者の生きがいづくりを推進する。
- ④ 高齢者の人材活用制度の確立とともに、障がい者の社会参加を促進する。
- ⑤ 高齢者福祉、母子福祉並びに障がい福祉の充実を図る。
- ⑥ 高齢者団体活動の活性化を促進する。
- ⑦ デイサービス・在宅介護支援サービスの拡充と併せ、各種高齢者福祉施設等の強化、並びに、適正な管理と整備を図る。
- ⑧ ボランティアの組織化・ネットワーク化を図る。
- ⑨ 世代間、異世代間交流を促進し、地域活力の向上をめざす。
- ⑩ 保健師、ホームヘルパー、介護支援専門員活動の充実を図る。
- ⑪ 保育所と幼稚園を統合し、新たな認定こども園を整備する。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	磐梯町児童福祉施設(保育所・児童館・こども館)館等解体事業(公共施設集約化事業)	町	
	(2) 認定こども園	磐梯町幼保連携型認定こども園整備事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	磐梯町老人福祉センター照明器具更新事業	町	
	(4) 介護老人保健施設	磐梯町介護老人保健施設照明器具更新事業	町	
		磐梯町介護老人保健施設昇降機更新事業	町	
		磐梯町デイサービスセンター照明器具更新事業	町	
	(7) 町保健センター	磐梯町保健福祉センター照明器具更新事業	町	
	(9) その他	母子保健事業	町	
		保健事業	町	
健康増進事業		町		
予防接種事業		町		
障がい者福祉対策事業		町		
介護予防事業		町		
地域包括支援センター運営事業		町		
高齢者福祉対策事業		町		
子ども医療費助成事業		町		
少子化対策事業		町		
子育て支援事業		町		
一時保育事業	町			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

7. 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療施設及び医師の確保

高齢化が進行し生活習慣病が増加する中、生涯にわたり健康で自立した生活を支えるため、予防医療の浸透や疾病の早期発見、在宅医療、医療的ケア体制の充実を推進し、町民誰もがいつでも適切な医療が受けられるよう町医療センターを軸に高度医療への対応やICT(情報通信技術)の活用、休日や夜間診療など多様化する住民ニーズの対応に努めている。

町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識を高め、乳幼児から高齢者までライフステージに合わせて、町民が積極的に健康づくりができるよう、「磐梯町健康増進計画」に基づいて各種保険事業の充実を図っている。また、健康診断や保健指導を充実させ、生活習慣病などの疾病予防、医療費の助成を効果的に実施し地域医療の充実に努めている。

町医療センターは公設民営で運営され開設から20年以上が経過し、定期的な施設改修や医療機器等の更新が必要となっている。また、緊急時や専門的・高度な医療を要する場合に適切に対応できる医療体制の整備を図るため、近隣医療機関と連携し医師の派遣を要請するなど医師の確保にも努めている。

今後も懸念される様々な感染症についても、感染症の予防徹底とまん延防止に努め、新型感染症等の発生に備え、安心して受診できる医療体制づくりを推進していくとともに町医療センターと一体的に整備された介護保険施設などと連携し、保健・医療・介護の強化を図り、医療の質の向上と地域医療体制の安定化に努める。

② 救急医療

本町の救急は広域消防による救急業務で対応されており、近年の救急活動状況を見ると年々増加傾向にある。事故種別では、交通事故や一般負傷、急病の搬送が多く、急病の中には地球温暖化に伴う熱中症も多く含まれている。今後、インバウンドによる外国人観光客の搬送や新たな感染症の対策を講じる必要もあり、患者輸送体制を含む救急医療体制の支援及び強化が必要である。

(2) その対策

① 磐梯町保健医療福祉センターエリアを中心に保健、医療のさらなる充実を図る。

- ・ 予防医療の徹底に向け、保健管理、指導の推進と保健師活動の充実を図る。
- ・ 各種検診、各種予防接種などの徹底により疾病の予防と早期発見、早期治療を推進する。
- ・ 感染症対策に係る診療体制の構築を図る。

② 保健、医療と福祉の連携を基本とした磐梯町保健医療福祉センター(瑠璃の里)の充実強化を図る。

- ・ 高齢化社会に対応するため、介護保険を根幹とする福祉サービスの充実を図る。
- ・ 休日、夜間における診療体制の整備を進める。
- ・ 保健医療福祉施設について、適正な管理と整備を図る。

- ③ 患者輸送体制を含めた救急医療体制のさらなる強化について、広域圏単位で検討していく。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設	保健医療福祉センター医療機器更新事業 磐梯町医療センター照明器具更新事業 磐梯町医療センター昇降機更新事業	町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

8. 教育の振興

(1) 現況と問題点

令和6年9月に策定された、「磐梯の教育 0-15教育基本構想」では、多様性と包摂性があたりまえにある世界を子どもと大人でつくる」ことを目指し、0歳から15歳までの連続した成長に寄り添う場づくりを目的としている。この構想では「子どもも大人も「多様性と包摂性」の中で生活し、互いの違いを感じ、共に生きる難しさと楽しさを味わうこと」、「子どもが自分に合った「学び方」や「学びの環境」を自ら選択できるようになること」、「磐梯町に関わるすべての人々が主体的に「おらが町の学校」を共につくり、多様な人々が共生社会を学ぶ場とすること」を基本方針として、あたらしい「磐梯の教育」を目指す。

【磐梯町の学校園が共通して大事にすること】

「とことんどっぷり多様性と包摂性の中で楽しく生きる(共生)」

「自由と責任をもってそれぞれのウェルビーイングを尊重する(公正)」

「自分が動く世界は変わるという実感を持ち、自分たちの居場所を自分たちでつくる(自治)」

① 幼児教育

本町には、町立幼稚園は1園あり、幼児教育のさらなる充実を図るため平成27年度より3歳児から受け入れを開始し、園児数は51名となっている。令和9年4月からは、人口減少や子育ての環境変化に対応するため、これまで分離していた保育所と幼稚園を統合し、子どもの成長の連続性を配慮し、0歳から5歳までの子どもたちが同じ場所で過ごせる幼保連携型認定こども園を開園することとしている。園舎は、平成元年に整備されたが、認定こども園開園後は、放課後児童クラブとして活用する。

② 義務教育

本町には、小学校2校、中学校1校があり、現在第一小学校では7学級124名、第二小学校では7学級41名、中学校においては5学級86名が学習に励んでいる。

小学校においては、2つの小学校それぞれ「選択肢となり得る特色ある学校」にすることで、園で成長した子ども自身が身近な大人とともに「自分にあう学校」を選択する環境をつくること及び「選択肢となり得る特色ある学校づくり」については、子どもたちを中心とすることを大前提とし、子どもたちの人権を重視することとしている。

また、中学校では、目の前の子どもたちが必要とする、個別最適で合理的配慮のされた学びと、現実社会につながる協働的な学びをとことん追求していくことを重視するとともに共生社会をつくるための探究の学びのための環境を、広い視野で検討していくこととしている。

今後は、園・小・中学校が特色のある教育を一層充実させ一貫性を見通した教育を推進することが必要である。

* 施設

第一小学校は、平成元年度までに、オープンスペースを備えた校舎とともに、屋内運動場、プールも整備されたが、プールは、ふれあいセンターを利用しており、現在は使用されていない。

第二小学校は、平成8年新築移転の整備がされ、校舎とともに、屋内運動場、プールおよび屋外運動場が整備されたが、プールは一小同様ふれあいセンターを利用しており、現在は使

用されていない。

中学校校舎は、平成26年度に改築工事が行われ新しく学び舎が完成した。

また、学校給食についても昭和63年から共同調理場により、幼稚園から中学校まで完全給食体制を確立している。

③ 生涯学習

町中央公民館では、各種講座や教室、さらには文化祭などで幅広く活用されている状況にあり、本施設の整備効果は非常に大きいものがある。

生涯学習は、町民の健全で豊かな人間形成と自己充実を図るうえで必要不可欠であり、近年における余暇時間の増大とともに生涯学習の必要性が大きく叫ばれる中であって、各種講座等を開催し生涯学習の機会を提供しているところである。

しかし、講座内容が年々固定化し参加者は減少傾向にあり、町民の興味や関心に応じた講座の充実と講師の確保が必要である。

④ 生涯スポーツ

昭和60年から、町民体育館や隣接して町民グラウンド及び町民テニスコートが整備され、町スポーツ協会を軸として、各種スポーツ事業活動が積極的に展開されてきており、ふれあい・交流の場として大いに活用されている。

また、平成28年3月には、同エリア内に屋内温水プールを兼ね備えた町ふれあいセンターが整備され、令和6年度には、14,916人の方が利用され健康づくりの拠点としても利用されている。

しかしながら、野球場などの専門施設は未だ整備されていない状況にあり、これら施設の整備も課題となっており、今後とも、地域住民のニーズに応えるための施策の検討を踏まえ、学生の合宿等の誘致や都市地域との交流促進による新しい息吹を町内に吹き込み、地域活力の活性化を促すためにもスポーツレクリエーション施設の充実等の推進と指導者や団体の育成等が一層求められている。

(2) その対策

① 教育委員会

- ・ 令和7年度から、0-15教育基本構想の実現を推進するため、各学校園に教育プロジェクトマネージャーを配置
- ・ 令和8年度から、子どもひとりひとりに合った学びの環境を選択できる制度として、第一小学校と第二小学校をそれぞれ「特色ある学校」にし、「学校選択制」を導入

② 幼児教育

大切にすること「じぶんでえらぶ じぶんをつたえる だれかをつくる」

- ・ チーム保育、異年齢保育、サークル対話、コーナー保育、量を選択できるランチ
- ・ 幼保連携型認定こども園の整備

③ 義務教育

第一小学校

大切にすること「協働(承認と協力)、追及(夢中になれること)、自律(選択と決定)」

- ・ 小グループによる協働的な学びの実践
- ・ 体験活動と交流活動の実践
- ・ 授業のユニバーサルデザインの実践

第二小学校

大切にすること「自己を拓き 共に生きる 社会性の高い子ども」

- ・ 異年齢学級での学び
- ・ 自由進度学習の実践

中学校

大切にすること「夢を語り「夢の実現」に向かって努力する生徒の育成」

- ・ 地域と関わり、繋がる地域探究活動の実践
- ・ 自己マネジメント力の育成

※幼児教育及び義務教育共通で取り組むこと

- ・ 国際理解教育の実践
- ・ 家庭と学校が連携するデジタルシチズンシップ教育の実践
- ・ 磐梯版ネウボラの推進
- ・ 学校教育関連施設の長寿命化事業の推進

④ 生涯学習等

- ・ 地域を担う人づくりを推進するため、各種講座及び教室の拡充を図る。
- ・ 学習や文化活動の拠点となる公民館等について、適正な管理と整備を図る。
- ・ 子どもから高齢者まで誰もがスポーツに親しめる機会の充実を図る。
- ・ 社会教育事業推進のための支援活動の拡充を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考		
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	小中学校施設長寿命化事業	町			
		校舎	磐梯第一小学校LED照明化改修工事	町		
		磐梯第二小学校LED照明化改修工事	町			
		磐梯中学校LED照明化改修工事	町			
		磐梯第一小学校特別教室空調設置工事	町			
		磐梯第二小学校特別教室空調設置工事	町			
		磐梯中学校特別教室空調設置工事	町			
		屋内運動場	磐梯町民体育館照明器具更新事業	町		
		磐梯第一小学校屋内運動場空調設置工事	町			
		磐梯第二小学校屋内運動場空調設置工事	町			
	屋外運動場	町民テニスコート付施設照明器具更新事業	町			
	教職員住宅	教員住宅A棟・B棟照明器具更新事業	町			
	給食施設	学校給食共同調理場建具等改修工事	町			
		学校給食共同調理場調理機器更新事業	町			
		磐梯町学校給食共同調理場照明器具更新事業	町			
		学校給食共同調理場床改修工事	町			
		磐梯町学校給食共同調理場長寿命化工事	町			
		その他	GIGAスクール構想整備事業 小中学校校内LAN等整備工事他	町		
			NEXTGIGA端末整備事業	町		
			放課後児童クラブ改修工事(公共施設集約化事業)	町		
			(3) 集会施設、体育施設等 公民館、体育施設	中央公民館LED照明化改修工事	町	
				中央公民館屋根塗装補修工事	町	
	町民体育館LED照明化改修工事			町		
	町民体育館屋根塗装補修工事			町		
	町民体育館バスケットゴール器具等改修工事			町		
	ふれあいセンター指定管理事業			町		
	更科グリーンスタジアム改修事業			町		
	(5) その他	生涯学習推進事業	町			
		生涯スポーツ推進事業	町			
		幼・小・中一貫教育推進事業	町			
特色ある教育推進事業		町				
英語教育推進事業		町				
語学指導外国青年招致事業		町				
特別支援教育支援員設置事業		町				
語学教育交流事業		町				
国際交流推進事業		町・団体				
国内交流推進事業		町				
市町村対抗各種大会参加事業		町・団体				

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子・高齢化社会にあつて、地域コミュニティが希薄化してきており、集落内においても若者の地元離れが進んでおり、跡継ぎがいなく高齢者だけの世帯が増加している。この問題は集落における過疎問題だけにとどまらず、その地域が持ち得る文化的遺産と伝統行事の継承という意味でも大きな痛手となっている。

住宅については、昭和55年に造成した住宅(更科団地)は完売され、年々住宅の建築が進み、現在、91世帯で1行政区になっている。また、昭和58年に持家対策として造成された山道団地(22区画)は既に全区画住宅が建てられ、平成4年度に造成した新山道団地(24区画)についても全区画に住宅が建設されている。平成9年度に第三セクター磐梯清水平開発(株)が造成したこぶしヶ丘団地(43区画)については、43区画の全てが分譲終了している。平成20年度から、七ツ森地区に若者定住促進住宅地を設け、自然と調和した地区へ若者を積極的に呼び寄せる施策に取り組んでいる。これから人口減少が懸念されるなか本町の特性を活かし、定住と交流人口の拡大を図るため、町の活性化を追求し、様々な要望に対応すべくタウン形成と住宅用地の造成を含めた施策の積極的な展開が必要である。

集落機能の維持・活性化については、集落支援員制度や地域おこし協力隊制度の活用、NPOや都市住民などの多様な主体による地域づくり活動への参加、複数集落のネットワーク化や地域運営組織の形成を促進するとともに、移住・定住情報を発信するほか、基幹集落等における生活環境の整備と空き家等の有効活用等を図る。また、地域からの要望や意見を尊重しながら過疎地域集落再編整備事業を活用するなど、集落の再編を進める。

(2) その対策

- ① 都市的機能を有する住宅ゾーンの整備を図る。
- ② 住宅ニーズやライフスタイルに対応する住宅の整備を図る。
- ③ 集落内小公園の整備を促進する。
- ④ 集落の長所を活かした個性あるまちづくりを推進する。
- ⑤ 自然と人とが調和した魅力と潤いのある町並みの創造をめざし、景観の保全に努める。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	定住促進住宅改修 移住定住・二地域居住促進事業	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

10. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

余暇時間の増大とともに、芸術・文化活動に対する町民の要望は年々高まっており、鑑賞・創作など体験活動の場の提供拡大が望まれている。また、郷土史の探求や民俗芸能の継承活動は、各種団体により継続的に取り組まれているところではあるものの、とりわけ民俗芸能における後継者不足は慢性的な課題にもなっている。

本町には、かつて高僧徳一が平安時代初期に創建した慧日寺があった。明治2年に廃寺となった寺跡は、会津仏教文化発祥の地として歴史的にも文化的にも非常に貴重な遺跡として、昭和45年に国の史跡指定を受けた。

指定後の昭和54年から57年度にかけて「徳一廟」の解体修理・覆屋建設等を行い、その後昭和60年度からは将来的な史跡整備事業に向けて、指定地内の発掘調査や土地の公有化に着手している。同時に、昭和62年には史跡に隣接して「磐梯山慧日寺資料館」を開館するなど、慧日寺にまつわる文化財の保存・収集・展示活用にも取り組んでいる。平成4年には文化財管理収蔵施設が資料館に付設整備され、文化財資料の収蔵・管理体制も整ったところである。

長年の発掘調査成果をもとにした史跡整備は、平成15年度から本格的に着手している。この中で、平成17年には国(文化庁)の許可のもと金堂の建物復元工事に着工し、平成20年3月には会津仏教文化発祥の礎を築いた慧日寺の初期金堂の雄姿が現地によみがえった。引続き、平成21年には中門の建物復元が、翌平成22年には古代の慧日寺伽藍を特徴づける金堂前面に広がる石敷き広場の復元的整備が完成し、中心伽藍の1期整備が竣工を迎えたところである。

その後、平成27年度からは、金堂内の展示物として、東京藝術大学との研究連携により丈六薬師如来坐像の実物大復元制作に取組み、平成30年の夏に完成展示以降、連日多くの来訪者を迎えている。

今後とも史跡地の整備を推進して史跡公園化を図るとともに、散逸した文化財や、歴史的文化的遺産の調査・収集・保存に努めるほか、そうした資料を記録・伝承していくために、町史の編さんを継続的に進めていくことも必要である。さらに、豊かな自然環境を基調とした文化の香り高いまちづくりを進めるうえでは、地域に根ざした伝統文化や民俗芸能の保存・継承はもとより、新しい時代に向かっての芸術文化の創造、各種イベントなどの積極開催により、地域活力の向上と住民の心の豊かさを創造していくことも必要である。

(2) その対策

- ① 国指定史跡慧日寺跡環境整備事業を推進する。
- ② 歴史的風致維持向上計画に基づき歴史的まちなみづくりを推進する。
- ③ 古文書等をはじめとする歴史史料の保存及び編さんを進める。
- ④ 埋蔵文化財の調査、保存を進める。
- ⑤ 伝統芸能や民俗文化財・無形文化財の保存、継承、復興に努める。
- ⑥ 芸術・文化の鑑賞等を推進する。
- ⑦ 音楽祭、移動芸術展並びに創作活動の展開により、地域住民の心の豊かさを達成する。
- ⑧ 文化財の保存と活用の拠点となる磐梯山慧日寺資料館等について、適正な管理と整備を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	磐梯山慧日寺資料館等改修・リニューアル事業	町	
	(3) その他	史跡慧日寺跡公有化事業	町	
		史跡慧日寺跡埋蔵文化財発掘調査事業	町	
		史跡慧日寺跡金堂内展示整備事業	町	
		史跡慧日寺跡金堂・石敷き広場活用事業	町	
		史跡慧日寺跡環境整備事業	町	
		歴史的建造物修理事業	町	
		旧吉田家住宅周辺整備事業	町	
街なみ環境整備事業	町			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

11. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町の人口は、昭和の高度成長時代において都市への人口流出等により大幅な減少を招くとともに、その後も減少傾向が続き、過疎指定を受けながら過疎対策事業を重点事業に位置づけ地域の振興、活性化への諸施策を展開してきたが、高齢化の進行や少子化により地域活力の低下が懸念される状況下にある。

こうした中で、町政運営、町民生活など様々な面で解決すべき課題を解決し、誰もが自分らしく生きられる共生社会を実現するために、既存の社会関係資本に加えて、人に優しいテクノロジーも活用した「共創協働のまちづくり」を行うことが重要である。

このため、本町では、共生社会実現に向け、近年一般化しているデジタル技術を手段として活用し、町民本位の新しい行政経営のモデルを実践していく必要があると考え、DX(デジタル トランスフォーメーション)戦略を掲げたところである。デジタル変革を推進するにあたり、仕組み・行政・地域の3点を課題とし、仕組みにおける課題については、デジタル変革を推進する人材、組織、計画の確保。行政における課題は、情報のデータ化、業務の効率化や職員のリテラシーの向上。地域における課題は、町民の生活課題の詳細な把握と町民のリテラシーとそれを支援する仕組みづくりを推進する必要がある。

令和元年11月に全国で初めて自治体最高デジタル責任者(CDO)を設置し、オンラインプレスリリースの強化、SNSの一体的活用、デジタルマーケティングによる寄付増加等の取り組みを行い、令和2年7月にデジタル変革戦略室を設置し、官民共創拠点の整備やデジタル変革戦略室開設オンラインイベント等を開催してきた。

さらに、令和7年4月には「磐梯町町民の幸せプロジェクト」を立ち上げ、その一環として役場のデジタル化プロジェクトを発足させ、持続可能な行政運営を実現するため、あらゆる情報のデータ化と業務のICT化により、効率的かつ効果的に意思決定できる環境整備を推進している。

今後とも「共創協働のまちづくり」を念頭に、行政運営における情報のデータ化、業務のICT化を推進し、町民の様々な生活課題を解決し、デジタル技術も手段として活用して町民誰一人取り残さない取組みを目指す。

(2) その対策

- ① 行政のデジタル変革により職員のリテラシー向上を図り、情報のデータ化や業務の効率化を図る。
- ② 地域のデジタル変革により町民のリテラシーの把握と向上推進を図る。
- ③ デジタル変革のための創造的な人材を確保し、共創的かつ多様な働き方を行える環境拠点整備を図る。
- ④ デジタル化により道路台帳システムの構築を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		デジタル化推進事業 道路台帳システム構築事業	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	第1次産業	農産物ブランド化推進事業 「地域の気候・風土に適した栽培により消費者に信頼される安全な価値ある農産物」の生産を基本に、「磐梯さとやまの慧(めぐみ)」を確立し、各種設定項目により農産物を生産し、さらなるシリーズ化によりブランドの推進を図る	町	
	その他	農業法人設置運営事業 町の農業・農村の維持発展を図るため、担い手の育成・確保、遊休農地の未然防止・解消、農業所得の確保・向上等に対する課題を解決するため、農業法人を設立し社会的信用、農業の継続や発展を図るものである。	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	生活福祉バス運行事業 町内3路線9便を運行し、交通弱者の足の確保を図る。少子高齢化及び核家族化が加速する中、医療機関、公共施設への交通が困難となっていた。そのため町ではバス事業者と連携し町内域に限りバスを運行している。	町	
		AIオンデマンド交通事業 生活福祉バスは今までどおり定時・定路線のバスと継続し、乗合型地域タクシーにAI(人工知能)を導入して、アナログで運行している乗合型地域タクシーをデジタル化し、AIオンデマンド交通(デジタル版の乗合地域タクシー)に変え、公共交通の効率的な運行と利便性の向上を図っていく。	町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		デジタル化推進事業 デジタル変革戦略に基づき、OODA Loop理論により、迅速かつ可変的に各種施策(戦術)を実施し、共生による新しい行政スタイルの構築と地域住民のUI・UXの向上を図り地域振興に寄与するものである。	町	
		道路台帳システム構築事業 道路網図については、現在まで紙で管理してきたが、今後、紙の管理では劣化等が進み維持管理が困難である。このためデジタル化により道路台帳システムを構築し、作業の効率化及び閲覧スピードの向上を図っていくものである。	町	